7　6の規定に基づく協議は、制限的な措置と1及び2の規定との適合性を取り扱う。当該協議は、IMFによる全ての入手可能な関連する調査結果であって統計又は事実関係を内容とするものに基づくものとし、当該協議の結論においては、関係する締約国の国際収支及び対外支払の状況又は他の経済全般についての困難に関するIMFの評価を考慮する。

第十章　政府調達

第十・一条　政府調達協定の組込み（注）

注　この章の規定の適用上、第十・十四条2の規定の適用を妨げることなく、必要な変更を加えた上でこの章に組み込まれこの章の一部を成す政府調達協定とは、政府調達協定が政府調達協定の独立の締約国としての英国について効力を生ずるまでは、日EU経済連携協定が英国について適用されなくなる日の前日における政府調達協定をいうものと了解し、この協定において政府調達協定というときは、この了解に従って解釈する。第一文の規定の適用上、政府調達協定附属書Iの欧州連合の付表の規定の適用を受ける調達であって、日EU経済連携協定が英国について適用されなくなる日の前日に英国について適用されるものは、この協定において政府調達協定附属書Iの英国の付表の規定の適用を受ける調達とみなす。

政府調達協定は、必要な変更を加えた上で、この章に組み込まれ、この章の一部を成す。

第十・二条　追加的な適用範囲

附属書十第二編の規定の適用を受ける調達については、同附属書第一編に特定する政府調達協定の規定に定める規則及び手続を準用する。

第十・三条　追加的な規則

各締約国は、政府調達協定附属書Iの自国の付表の規定の適用を受ける調達及び附属書十第二編の規定の適用を受ける調達の双方について、次条から第十・十二条までの規定を適用する。

第十・四条　公示

政府調達協定第七条の規定に基づく調達計画又は調達予定の公示は、電子的な手段により、インターネット上の単一の窓口を通じて無償で直接閲覧することができるようにする。

第十・五条　参加のための条件

1　一方の締約国の調達機関は、政府調達協定第八条の規定を適用するほか、他方の締約国において設立された供給者が、次のいずれかのものでなければならないという法的要件に基づき、入札の手続に参加することを排除してはならない。

(a)　自然人

(b)　法人

この1の規定は、日本国の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の適用を受ける調達については、適用しない。

2　締約国の調達機関は、参加のための条件を定めるに当たり、政府調達協定第八条2(b)の規定に基づき、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

第十・六条　供給者の資格の審査

1　関心を有する供給者は、締約国が供給者登録制度（関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求するもの）を維持する場合には、いつでも登録を申請することができる。調達機関は、合理的に短い期間内に、関心を有する供給者に対し登録が許可されたかどうかを通知すべきである。

2　英国において設立された供給者が、日本国における建設工事に係る調達のために入札を行うことを認められるため、日本国の建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基づき事業の評価（経営事項審査（経審と称することもある。）を受けることを要求される場合には、日本国は、当該評価を行う自国の当局が次のことを行うことを確保する。

(a)　例えば次に掲げる指標であって、当該供給者が日本国外で得たものについて、差別的でない態様で査定を行い、適当な場合には、日本国内で得た指標と同等のものと認めること。

(i)　技術職員の数

(ii)　労働福祉の状況

(iii)　建設業の営業年数

(iv)　建設業の経理に関する状況

(v)　研究開発費の額

(vi)　ISO第九〇〇一号又はISO第一四〇〇一号の認証の取得

(vii)　若年の技術者及び技能労働者の雇用及び育成

(viii)　完成工事高

(ix)　元請完成工事高

(b)　例えば次に掲げる指標であって、当該供給者が日本国外で得たものについて、妥当な考慮を払うこと。

(i)　自己資本の額

(ii)　利払前税引前償却前利益（EBITDA）の額

(iii)　純支払利息比率

(iv)　負債回転期間

(v)　総資本売上総利益率

(vi)　売上高経常利益率

(vii)　自己資本対固定資産比率

(viii)　自己資本比率

(ix)　営業キャッシュ・フローの額

(x)　利益剰余金の額

第十・七条　選択入札

1　調達機関が政府調達協定第九条4及び5の規定に従い特定の調達について供給者の数を制限する場合には、入札を行うことを認められる供給者の数は、調達制度の運用上の効率性に影響を及ぼすことなく、競争を確保するために十分なものとする。

2　日本国については、この条の規定は、中央政府の機関についてのみ適用する。

第十・八条　技術仕様

調達機関が、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は英国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、各締約国は、これらの技術仕様に関し、次のことを確保する。

(a)　契約の対象である物品又はサービスの特性を定めるために適当なものであること。

(b)　客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

(c)　関心を有する全ての供給者が閲覧することができるものであること。

第十・九条　試験に関する報告

1　各締約国（その調達機関を含む。）は、関心を有する供給者が、技術仕様、評価基準その他の条件に定める要件又は基準についての適合性を証明する手段として、適合性評価機関が発出する試験に関する報告又は適合性評価機関が発行する証明書を提出することを要求することができる。

2　一方の締約国（その調達機関を含む。）は、適合性評価機関が発出する試験に関する報告又は適合性評価機関が発行する証明書の提出を要求する場合には、次のことを行う。

(a)　相互承認に関する議定書第二条1の規定に従い、他方の締約国の登録を受けた適合性評価機関が実施する適合性評価手続の結果を受け入れること。

(b)　相互承認に関する議定書の適用範囲の将来における拡大又は適合性評価手続の相互承認のために両締約国間で締結される新たな協定が効力を生じている場合には、これらについて妥当な考慮を払うこと。

第十・十条　環境上の条件

調達機関は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、この章に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。